

小田原市都市公園条例等の一部改正（有料の公園施設関係）の素案について

1 改正の背景

小田原こどもの森公園わんぱくらんどは、緑豊かな自然環境の中で、遊ぶ意欲や遊びに熱中する感動的な空間を創出する喜びや発見する喜びが自由にのびのびと体験できる「遊びと交流の場」として整備することを目的として平成12年4月に開業し、これまで市民のみならず、多くの方々に利用されております。今回、「有料の公園施設」であるポニーにつきましては、業務を継続していくことが困難な状況となり、廃止することといたしました。

以上のことに伴い、小田原市都市公園条例等の一部を改正するものです。

2 改正する条例

- ・小田原市都市公園条例
- ・小田原市都市公園の有料の公園施設の利用料金に関する条例

3 改正内容

- ・小田原市都市公園条例
有料の公園施設を明記している「別表第1」からポニーを削除します。
- ・小田原市都市公園の有料の公園施設の利用料金に関する条例
利用料金を明記している「別表」からポニー及びその利用料金を削除します。

4 条例の施行予定日

令和3年3月下旬